

収支報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

香川県選挙管理委員会規則第1号

収支報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規則

収支報告書等の閲覧等に関する規程（平成20年香川県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による少額領収書等の写し（同項に規定する少額領収書等の写しをいう。以下同じ。）の閲覧及び写しの交付、同法第20条の2第2項の規定による収支報告書等（同法第12条第1項若しくは第17条第1項に規定する報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）に規定する書面及び同法第19条の14に規定する政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の閲覧及び写しの交付、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第4項の規定による選挙運動費用収支報告書（同法第189条第1項に規定する報告書をいう。以下同じ。）の閲覧並びに政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定による支部報告書等（同法第18条第3項（同法第29条第3項において準用する場合を含む。）に規定する支部報告書及び支部総括文書（同法第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに同法第19条第5項及び第29条第4項において準用する同法第19条第1項に規定する監査意見書をいう。以下同じ。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(請求の方法)</p> <p>第2条 少額領収書等の写しの閲覧又は写しの交付を請求しようとする者は、少額領収書等の写しの閲覧等請求書（様式第1号）を香川県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求しようとする者は、収支報告書等閲覧等請求書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 選挙運動用収支報告書又は支部報告書等の閲覧を請求しようとする者は、閲覧請求書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定による収支報告書等（同法第12条第1項若しくは第17条第1項に規定する報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）に規定する書面及び同法第19条の14に規定する政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の閲覧及び写しの交付、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第4項の規定による選挙運動費用収支報告書（同法第189条第1項に規定する報告書をいう。以下同じ。）の閲覧並びに政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定による支部報告書等（同法第18条第3項（同法第29条第3項において準用する場合を含む。）に規定する支部報告書及び支部総括文書（同法第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに同法第19条第5項及び第29条第4項において準用する同法第19条第1項に規定する監査意見書をいう。以下同じ。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(請求の方法)</p> <p>第2条 収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求しようとするものは、収支報告書閲覧等請求書（様式第1号）を香川県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 選挙運動用収支報告書又は支部報告書等の閲覧を請求しようとするものは、閲覧請求書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。</p>
1	

- 4 委員会は、少額領収書等の写しの閲覧等請求書、収支報告書等閲覧等請求書又は閲覧請求書に形式上の不備があると認めるときは、閲覧又は写しの交付を請求した者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、当該請求した者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 少額領収書等の写しの閲覧等請求書又は収支報告書閲覧等請求書は、ファクシミリ装置又は電子メールを利用して送信することにより提出することができる。

(閲覧の実施)

- 第3条 前条第1項から第3項までに規定する閲覧は、委員会が指定する場所において執務時間内に行わなければならない。
- 2 少額領収書等の写し、収支報告書等、選挙運動費用収支報告書又は支部報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
 - 3 委員会は、前2項の規定に違反する者に対して、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付の実施)

- 第4条 第2条第1項及び第2項に規定する写しの交付は、次に掲げる方法によるものとする。

(1)・(2) 略

- 3 委員会は、収支報告書閲覧等請求書又は閲覧請求書に形式上の不備があると認めるときは、閲覧又は写しの交付を請求したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、当該請求したものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 収支報告書閲覧等請求書は、ファクシミリ装置又は電子メールを利用して送信することにより提出することができる。

(閲覧の実施)

- 第3条 委員会は、前条第1項又は第2項の規定による閲覧の請求があったときは、速やかに、当該請求に係る収支報告書等、選挙運動費用収支報告書又は支部報告書等を閲覧させなければならない。
- 2 前項の規定による閲覧は、委員会が指定する場所において執務時間内に行わなければならない。
 - 3 収支報告書等、選挙運動費用収支報告書又は支部報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
 - 4 委員会は、前2項の規定に違反するものに対して、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付の実施)

- 第4条 委員会は、第2条第1項の規定による写しの交付の請求があったときは、速やかに、当該請求に係る収支報告書等の写しの交付をしなければならない。
- 2 前項の写しの交付は、次に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 収支報告書等を複写機により日本工業規格A4列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付
 - (2) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカードリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができます）

可能なものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

様式第1号(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

少額領収書等の写しの閲覧等請求書

年　月　日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第1項の規定により、次のとおり請求します。

開示請求に 係る国会議 員関係政治 団体の名称	
少額領収書 等の写しに 係る支出が された年	
請求項目	<input type="checkbox"/> 光熱水費 <input type="checkbox"/> 備品・消耗品費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 組織活動費 <input type="checkbox"/> 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 機関紙誌の発行その他の事業費 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> その他の経費

選挙管理委員会記入欄

決定年月日	年　月　日
備　考	

備考

1 については、該当するものに「✓」を記入してください。

2 太線枠内は、記入しないでください。

様式第2号 (第2条関係)

(日本工業規格A4列4番)

収支報告書等閲覧等請求書

年　月　日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり請求します。

閲覧又は写しの交付の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 1 交付の方法 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付 2 写しの種類 <input type="checkbox"/> 用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ(フロッピーディスク)に複写したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク(CD-R)に複写したもの ※フロッピーディスク又はCD-Rに複写される電磁的記録は、PDF形式となります。
	閲覧又は写しの交付の請求に係る政治団体の名称及び収支等の年

選挙管理委員会記入欄

閲覧日時	年　月　日	午　時	分から午　時	分まで
交付年月日	年　月　日			
手数料等	手数料　　円	送料　　円		
備考				

備考

- 1 については、該当するものに「」を記入してください。
- 2 太線枠内は、記入しないでください。

様式第1号 (第2条関係)

(日本工業規格A4列4番)

収支報告書閲覧等請求書

年　月　日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第1項の規定により、次のとおり請求します。

閲覧又は写しの交付の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 1 交付の方法 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付 2 写しの種類 <input type="checkbox"/> 用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ(フロッピーディスク)に複写したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク(CD-R)に複写したもの ※フロッピーディスク又はCD-Rに複写される電磁的記録は、PDF形式となります。
	閲覧又は写しの交付の請求に係る政治団体の名称及び収支等の年

選挙管理委員会記入欄

閲覧日時	年　月　日	午　時	分から午　時	分まで
交付年月日	年　月　日			
手数料等	手数料　　円	送料　　円		
備考				

備考

- 1 については、該当するものに「」を記入してください。
- 2 太線枠内は、記入しないでください。

様式第3号 (第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

閲 覧 請 求 書

年 月 日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあっては、主たる事務所の)
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 () —

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第3項の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

記

報告書の種類

選挙運動費用収支報告書

選挙の種類及び執行年並びに候補者の氏名

支部報告書等

政党の支部の名称及び収支等の年

選挙管理委員会記入欄

閲 覧 日 時	年 月 日	午 時	分 から	午 時	分 まで
---------	-------	-----	------	-----	------

備考

1 については、該当するものに「レ」を記入してください。

2 太線枠内は、記入しないでください。

様式第2号 (第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

閲 覧 請 求 書

年 月 日

香川県選挙管理委員会 殿

請求者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあっては、主たる事務所の)
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 () —

収支報告書等の閲覧等に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

記

報告書の種類

選挙運動費用収支報告書

選挙の種類及び執行年並びに候補者の氏名

支部報告書等

政党の支部の名称及び収支等の年

選挙管理委員会記入欄

閲 覧 日 時	年 月 日	午 時	分 から	午 時	分 まで
---------	-------	-----	------	-----	------

備考

1 については、該当するものに「レ」を記入してください。

2 太線枠内は、記入しないでください。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。